

ペットカード会員特約

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、個人会員規約(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約と会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、株式会社中京カード(以下「中京カード」といいます。)が発行する次のクレジットカードをいいます。
 - ペットカード
2. 入会申込者は、本特約、会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、中京カードに入会を申込みものとします。
3. 中京カードが本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、中京カードの会員資格(以下「中京カード会員資格」といいます。)を有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員に中京カードの提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等中京カード会員資格を有するに不相当であると認められた場合、中京カードは、何らの通知、催告を要しないで当該会員の中京カード会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が中京カード会員資格を喪失した場合、その家族会員も当然に中京カード会員資格を喪失するものとします。
2. 会員が中京カード会員資格を喪失した場合、ただちに本カードを中京カードに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

会員は、中京カードが提供する特典およびサービスを受ける場合、中京カード所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・家族会員に関する規定(本特約中の家族会員に関する規定を含みます。)
- ・Visaブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、1,375円(税込)とします。ただし、入会初年度の年会費は無料とします。また、2年目以降の年会費については、ショッピング利用代金の締切日を基準とした前年度に一度でも本カードによりショッピング利用をした場合、当年度の年会費は無料とします。